

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	29 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	16 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から50年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、勤務先の先代社長が社長の家族の分と一緒に金融機関に納付していた。私の分は毎月給料から保険料を差し引かれていたもので、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の国民年金保険料を、勤務先の先代社長が給料から差し引き、社長の家族の分とともに金融機関に納付していたとしているところ、当時の社長の家族は納付済みになっている。

また、申立人が当初未納とされていた申立期間直前の昭和48年1月から同年12月までの期間については、社会保険事務所に納付記録の照会をした後に、先代社長の文箱から領収証書が発見されたことにより納付記録の訂正がなされている。

さらに、申立人は、国民年金制度発足時から60歳に達するまで申立期間を除く期間はすべて納付していることから、納付意識が高いものと認められ、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から41年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から41年12月まで

A市在住時に、婦人会において女性講師から年金の説明を受けた。その後、友人が国民年金に加入したという話を聞いて、A市役所に行き加入手続をした。私の保険料は100円で、友人は150円だったことを覚えている。バス停前のタバコ屋で切手より一回り大き目で色はモスグリーン、紙質はペラペラの印紙を国民年金手帳に貼付していた。いつ頃だったか、保険料が前より高くなる説明を聞いて納付するのをやめた。国民年金保険料を納めたのは事実であり、申立期間が未納とされるのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間に係る国民年金加入記録は未加入期間とされているが、B社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和37年8月20日に別の手帳記号番号が払い出されている上、当該記号番号からは、国民年金加入記録及び納付記録が一切確認できないことから、行政側の記録管理に<sup>かし</sup>瑕疵があったことが認められる。

また、申立人の国民年金の加入動機及びその経緯、国民年金印紙の購入先及びその保険料額に関する記憶が<sup>めいりょう</sup>明瞭であり、かつ、国民年金印紙は、タバコ販売店で取り扱わないことが一般的であるところ、申立人は、タバコ販売店で購入したと明言しており、これについてA市からは、「申立期間当時、市内タバコ販売店で国民年金印紙を取り扱っていた」との回答が

あることから、申立人の主張する申立内容は正確であり信用することができる。

さらに、申立人は、昭和 49 年 2 月に国民年金に任意加入して以降、60 歳に到達するまで未納期間は無く、60 歳に到達した後も任意加入して付加保険料を納付している等、納付意識は高い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から42年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年4月まで

社会保険事務所に対して、昭和36年4月から昭和42年4月までの保険料の納付記録照会申出書を確認したところ、当該期間の納付事実がないとの回答を得た。国民年金発足当初から、納付しており、結婚後も夫婦一緒に納付していた。当時は男性の人が集金に来て、国民年金手帳に印紙を貼って納めていた。納めていないとなっていることに納得ができない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和40年4月から42年4月までの期間については、申立人が集金人に同時に国民年金保険料を納付していたとする夫については、納付済みとなっているとともに、当時の納付方法や、金額を明瞭に憶えており、同一集金人に保険料を納付していたとされる近隣住民からも、当時の納付形態の証言を得られたことから、その内容に不自然さはない。

さらに、申立人は、申立期間の前後を通じて、家庭状況に大きな変化は認められず、当時の自営業も順調で、業務を拡張する計画もあったなど、国民年金保険料を納付できる経済状況であったことが推認できる。

2 申立期間のうち、昭和36年4月から40年3月までの期間については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、夫も未納となっている。

また、申立人は、毎月集金に来る男性に保険料を払い、収入印紙を手

帳に貼付したとしているが、A市は、昭和 38 年 4 月から国民年金集金協力員制度により、集金人による徴収を導入したとしており、昭和 38 年 4 月以前は、申立人の述べる方法では納付できない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から 42 年 4 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から37年3月まで  
申立期間は、A区B地にあった理美容室に住み込みで働いていたが、国民年金に加入することは国民の義務だと思っていたので、国民年金に加入し、3か月ごとに月々100円の保険料を納付していたことを憶えているので、未納期間となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A区B地にあった理美容室に見習いとして住み込みで働き、区役所窓口で月々100円の国民年金保険料を納付し、国民年金手帳への印紙貼付と押印したことを憶えているところ、国民年金保険料の納付についてのA区役所の説明と同様であり、申立人の記憶に不自然な点は認められない。

また、申立人に係る最初の国民年金手帳記号番号は、昭和36年3月14日に払い出されたことが、C社会保険事務所が保管する国民年金手帖記号番号払出簿により確認できたことから、申立人が、昭和36年3月に自ら進んで加入手続きを行いながら、申立期間の保険料を納付しないのは、不自然である。

さらに、次の国民年金手帳記号番号は昭和41年9月20日に払い出されており、申立人は、昭和41年4月以降の国民年金保険料を、昭和42年及び51年のそれぞれ3か月間を除き、すべて納付しており、更に平成3年度以降の国民年金保険料を前納しており、国民年金制度への理解及び納付意識の高さがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月から平成 2 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月から平成 2 年 6 月まで

母親によると、申立期間は A 市役所で加入手続をし、保険料の納付は B 金庫 C 支店の窓口で、同支店にある父親の預金口座から下ろして納めていた。保険料はまとめて払えば割引になったので、前納したように思う。私の弟の分も母親が 20 歳より納付しているので、私の分についても納付しているはずであるとのことである。申立期間について、未加入及び未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付したとするその母親は、国民年金への加入手続、保険料の納付方法、納付金額等の記憶が具体的であり、前納した保険料額を 8、9 万円とする申立ては、申立期間当時に保険料を 1 年分前納した場合の保険料額とおおむね一致している。

また、申立人の母親の保険料は、国民年金加入期間についてすべて納付済みであり、申立人の母親が納付したとする申立人の弟の保険料も、20 歳到達時よりすべて納付済みであることから、申立人の母親は保険料の納付意識が高かったことがうかがえ、申立期間について未加入及び未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 11 月及び同年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 11 月及び同年 12 月

昭和 61 年 1 月に離婚し、離婚後は、年金の空白期間が無いようにしようと思い、同年 10 月末に会社を退職した後、すぐに当時住んでいた自宅近くの A 区役所で国民年金の手続を行った。国民年金保険料は、後日、同区役所から送付された納付書で区役所に行って納付したと確信しているため、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は会社退職後、国民年金の加入手続の際、事前に A 区役所に電話して手続に必要な書類を聞き、会社退職日が分かる書類を持って区役所に行ったこと、国民年金保険料は、後日送付された納付書で区役所窓口において、昭和 61 年 11 月及び 12 月にかけて 1 か月ずつ納付したこと、納付書は何枚かの綴りであったことを覚えており、記憶は鮮明かつ具体的で、申立人が当時区役所に行き、申立期間の保険料を納期限までに現年度納付したと考えられる。

また、申立人が保有している手帳には、A 区役所の電話番号と「保険年金課 7100×2 すみ」とメモが記載されていることが読み取れ、記載された数字は、昭和 61 年度の国民年金保険料額と一致することから、申立人の主張は信憑性<sup>しんぴょうせい</sup>が高いと認められる。さらに、当該手帳の経年劣化の様子、及び当該メモの後にほかに当時の旅行の予定が記載されており、申立人の友人からもその旅行についての証言が得られたことなど前後の記述からも、手帳は当時のものと推認できる。

加えて、申立期間は、2 か月と短期間であり、申立人の年金記録は数度

にわたって記録が整理統合されていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年12月から平成元年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年12月から平成元年1月まで

国民年金については、将来に対する不安から関心が高く、国民年金保険料の納付を忘れることは考えられない。また、申立期間当時は、経済的に保険料を納付できないことはなく、市役所内の金融機関に直接納付した記憶もあることから、申立期間が未納になっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、送付された納付書で申立期間の国民年金保険料を納付したとしているところ、社会保険庁の被保険者記録では、平成元年8月8日に申立人の納付書が作成された記録があることから、申立期間の納付書が発行されていたことが推認できる。

また、申立人が納付したとする保険料額は、当時の保険料額とおおむね一致し、納付場所も正確に記憶していることから、申立内容には信憑<sup>びよう</sup>性が認められる。

さらに、申立期間前後において申立人の経済状況等に変化はみられず、申立期間の保険料を納付できない事情はみられない。

加えて、申立期間は2か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き加入期間の保険料をすべて納付しており、納付意識は高いと認められる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年6月から41年3月まで  
② 昭和48年4月から同年6月まで

申立期間の納付記録につき照会を行ったところ、納付が確認できないとの回答を得たが、当時、兄の時計店で働いていて、兄が国民年金の加入手続及び保険料の納付の一切を行っており、兄が申立期間の保険料をすべて納付しているのに自分だけが未納であるのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、当時、勤務していた時計店を営んでいた兄が国民年金保険料を納付したとしているところ、兄は申立期間を含め保険料をすべて納付しており、申立人の保険料も国民年金に加入した41年度以降は、申立期間を除きすべて納付されていることから、3か月と短期間の申立期間のみ未納となっているのは不自然である。

また、申立人が、平成19年7月に申立期間②を含む昭和45年4月から49年3月までの期間の年金記録を照会した際、45年10月から46年3月までの期間の保険料が申立人の年金手帳及び社会保険庁の被保険者台帳に前納で納付された記録があったことから、納付記録が未納から納付済みに訂正されており、行政側の記録管理に<sup>かし</sup>瑕疵が認められる。

2 申立期間①について、申立人は、その兄が国民年金保険料を納付していたはずだとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年10月に払い出されており、その時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、かつ、残りの期間は過年度納付により

納付が可能な期間であるが、申立人の兄が、過年度納付した形跡はうかがえない。

また、申立期間に係る別の年金手帳記号番号が払い出された周辺事情は見当たらず、保険料の納付を裏付ける関連資料(家計簿、確定申告書等)も無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年10月まで

申立期間の国民年金保険料の納付記録を照会したところ、納付記録が確認できないとの回答があった。申立期間は、国民年金制度が発足したときであり、昭和35年9月に厚生年金保険の会社を退職し、同35年10月ころにA市役所で加入手続をし、申立期間の保険料を納付していたので、未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足の6か月前の昭和35年10月ころ、社会保険事務所に勤務していた兄から加入を勧められ、A市役所で加入手続をし、申立期間の保険料を納付したとしているところ、昭和35年10月当時、国民年金の加入手続が可能であった上、申立人の兄が社会保険事務所に勤務していたことが確認され、かつ、その兄は申立人に国民年金への加入を勧めて、申立人が国民年金に加入し、保険料を納付していたことを申立人の妻とともに証言していることから、その内容に不自然さはみられない。

また、申立人は申立期間当時、印紙を購入して国民年金保険料を納付したことや、印紙の額、国民年金手帳の色や形状を具体的に記憶しており、その記憶の信憑性<sup>しんびょうせい</sup>は高いと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 3 月  
申立期間の保険料は、A 銀行 B 支店か C 市役所で納付した記憶がある。  
申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、月額 1 万 3,500 円を毎月納付してきたと主張しているところ、申立期間の保険料は、1 万 3,300 円でありおおむね一致する。

また、C 市の国民年金被保険者記録表では、平成 11 年 3 月及び 14 年 3 月が未納、14 年 4 月から同年 6 月までが空欄となっているが、社会保険庁の記録では、11 年 3 月のみが未納と記録されているなど、行政側の記録管理に不備が見られる。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付について、申立期間以外に未納は無く、厚生年金保険と国民年金の切替手続を適切に行っている。

加えて、申立期間は 1 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 8 月から 48 年 3 月までの期間及び 57 年 11 月から 58 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 8 月から 48 年 3 月まで  
② 昭和 57 年 11 月から 58 年 5 月まで

申立期間①当時は、夫が厚生年金保険のある会社に就職し、収入が安定していたので、保険料を納めていると思う。申立期間②については、国民年金に任意加入していたが、昭和 58 年 5 月か 6 月ごろに当時の A 銀行 B 支店へ保険料を納めに行ったときに、長男が中学生になったこともあり子どもにかかる費用を優先したいと思い、同年 6 月に任意加入を辞めたが、それ以前の期間については保険料を納付していたと思う。当時は 1 か月 5,000 円強の保険料を納めていた。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立人の夫が昭和 46 年 8 月 10 日に厚生年金保険に加入したことによって、同年 8 月 19 日に国民年金の被保険者資格に係る手続を適切に行い任意加入被保険者の資格を取得していることから、申立人は国民年金に対する意識が高かったことがうかがえる。

また、申立期間①の直後の期間である昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの記録が平成 19 年 9 月 13 日に未納から納付済みに訂正されており、さらに、昭和 48 年 10 月から 49 年 3 月までの保険料については、社会保険庁の記録では納付済みとなっているものの、C 市の国民年金被保険者名簿には納付の記録がないなど、行政側の記録管理に不適切な点が見受けられる。



- 2 申立期間②について、申立人は、保険料の納付場所、納付方法、任意加入の資格を喪失した動機等の記憶が具体的であり、かつ、申立期間②の保険料額を 5,000 円強とする主張は、当時の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に信憑<sup>びよう</sup>性が認められる。
  
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年3月までの期間及び51年1月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年4月から50年3月まで  
② 昭和51年1月から53年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和53年5月ころA市役所で国民年金に加入し、同年10月ころ、同市から郵送されてきた納付書に約24万円を添えて、最寄りの金融機関で納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年10月ころ、A市役所から申立期間に係る国民年金の特例納付及び過年度納付書の郵送を受け、それら納付書により最寄りの金融機関において約24万円を納付したと申し述べているところ、納付したとする時期は、第3回特例納付の実施期間(53年7月から55年6月まで)内であるとともに、納付したとする金額は、特例納付及び過年度納付分として必要な保険料額合計23万8,500円におおむね一致するほか、同市における特例納付及び過年度納付の納付方法とも合致しており、申立人の主張に不自然さはみられない。

また、申立人は、申立期間②以降は、国民年金保険料をすべて納付しており、昭和54年度から57年度までは前納していることから保険料の納付意欲が高かったことがうかがえる。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿の備考欄には、申立期間の納付書発行の記載があり、申立期間に係る納付書が送付されたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 12 月から 51 年 3 月までの期間及び 52 年 1 月から 53 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 12 月から 51 年 3 月まで  
② 昭和 52 年 1 月から 53 年 3 月まで

申立期間①の国民年金保険料については、昭和 50 年 12 月ころ、A 市で国民年金に任意加入し、月額千円前後の保険料を納付した。また、申立期間②の保険料については、52 年 2 月ころ、B 市役所において、夫が国民年金の加入手続等後に交付された夫婦二人分の納付書により市役所内の納付窓口で納付し、その後は、私が同納付窓口まで赴き、夫婦二人分の保険料を納付してきた。そのため、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 50 年 12 月ころに A 市で国民年金に任意加入したとするところ、同市の被保険者名簿に国民年金へ任意加入した記載があり、また、その申立期間において納付したとする保険料月額が申立どおり当時の保険料月額 1,100 円におおむね一致するほか、その納付方法及び納付場所も同市における当時の状況とも合致する。

また、申立期間②について、申立人は、昭和 52 年 2 月、その夫が B 市役所において、自らの国民年金への加入手続及び申立人の住所変更届後に交付された夫婦二人分の納付書により、同市役所内の納付窓口で国民年金保険料を納付し、その後は、申立人が同納付窓口において夫婦二人分の保険料を納付してきたとしているところ、同市における保険料の納付方法及び納付場所とも合致し、その主張に不自然さはみられない。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付し

ており、申立人の夫も厚生年金被保険者から国民年金への切替えを適正に行うとともに、60歳到達時までの国民年金保険料をすべて納付していることから、夫婦共に国民年金に対する意識が高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 27 日から 44 年 10 月 1 日まで  
社会保険事務所で確認したところ、株式会社Aの厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受け取ったことになっていた。

当時は脱退手当金という制度は知らず、昭和 54 年に長男の出産一時金を受給するまで社会保険事務所に行ったこともなかったため、自分で脱退手当金を請求したことはなく納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの事業主は、従業員の委任に基づいて脱退手当金を代理請求することはなかったと回答しており、同社の厚生年金保険被保険者名簿で確認できる女性 22 名のうち脱退手当金の支給記録があるのは申立人のみであることから、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がされておらず旧姓のままであり、昭和 45 年 4 月 7 日に支給決定されている申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は 44 年 11 月 4 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は脱退手当金が支給されるとされるころも継続して働く意思を有しており、脱退手当金を受給するはずがないと申し立てしているところ、昭和 45 年 9 月には別の事業所に再就職していることを踏まえると、脱退手当金を請求する動機が判然としない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主（A株式会社B工場）は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年9月20日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和19年10月から20年3月までの標準報酬月額については30円、同年4月から同年8月までの標準報酬月額については40円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：女（死亡）  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和2年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和19年から23年まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。当時はC株式会社に勤務していたと思うので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立では、死亡した申立人の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとするC株式会社については、厚生年金保険の適用事業所となった日は、申立期間後の昭和31年4月1日であることが確認できるところ、申立期間のうち19年10月1日から20年9月20日までの期間については、社会保険事務所の記録により、C株式会社と社名が一部類似しているA株式会社B工場において、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、申立人が当該期間においてA株式会社B工場に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

一方、申立期間のうち、昭和19年から同年10月1日までの期間及び

20年9月20日から23年までの期間については、給与明細書等の資料も無い上、申立人本人が既に死亡していることから、申立ての事実について確認は困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和19年から同年10月1日までの期間及び20年9月20日から23年までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない

なお、昭和19年10月から20年8月までの標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、19年10月から20年3月までは30円、同年4月から同年8月までは40円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち申立期間①については、事業主（A株式会社B工場）は、申立人が昭和36年9月12日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年10月8日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったこと、また、申立期間②については、事業主（C株式会社）は、申立人が37年5月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年9月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和36年9月は1万円、昭和37年5月から同年8月までの期間は1万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和36年9月12日から同年10月8日まで  
(A株式会社B工場)  
②昭和37年5月21日から同年9月1日まで  
(C株式会社)  
③昭和37年12月から38年2月1日まで  
(株式会社D)  
④昭和39年2月から同年3月まで  
(E社F営業所)

社会保険庁の記録によれば、株式会社DとE社F営業所に勤務していた期間が厚生年金保険未加入になっている。

また、名称は憶えていないがG地の会社とH区のI業関係の会社に勤務したことがある。

確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。



### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のA株式会社B工場と申立期間②のC株式会社については、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できたところ、事業所の名称や事業内容等も申立人の記憶とも一致していることから、申立人の厚生年金保険の記録であることが認められる。

なお、標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、昭和36年9月は1万円、37年5月から同年8月までの期間は1万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間③の株式会社Dについて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票のうち昭和37年から38年に資格取得している者について確認したが、申立人の氏名は無く、整理番号は連番になっており欠番も無い。

なお、申立期間当時、当該事業所に勤務していた複数の同僚からは、「入社してもすぐに社会保険に加入させていなかった。」との証言もあった。

また、申立期間④のE社F営業所について、社会保険庁の記録では厚生年金保険の適用事業所として見当たらず、商業登記も確認できなかった。

なお、E株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票のうち昭和39年に資格取得している者についても確認したが、申立人の氏名は無かった。

このほか、申立期間③及び④について申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及び収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月25日から32年9月1日まで  
(A有限会社)

A有限会社の厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金支給済であるとのことだが、私は受け取っていない。B所の記録のみが残っているのもおかしい。ぜひ調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給決定日が昭和33年2月6日であることから、申立期間のA有限会社を申立人が退職した際に請求されたと考えることが可能であるが、申立人は、同社の被保険者資格を喪失後、同一の被保険者記号番号で、B所で被保険者資格を取得し、32年12月31日に資格喪失しており、厚生年金保険法の規定により被保険者期間中に脱退手当金は請求できないことから、B所退職後に請求されたとみるのが妥当である。

しかし、脱退手当金を支給する場合、本来過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人が申立期間の会社の直前まで勤務していたC株式会社(現D株式会社)及び、申立期間の会社の直後に勤務していたB所の厚生年金保険被保険者期間についてはその計算の基礎となっておらず未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間の一部と申立期間である被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

なお、申立人が昭和52年1月24日に株式会社Eに再就職した際の被保険者記号番号が、申立期間及びB所と同一であることから、申立期間である

厚生年金保険の加入期間があることを自ら伝えたとともに、申立人は申立期間を厚生年金被保険者期間として認識していたことがうかがわれ、申立人が脱退手当金を請求していたとは考え難い。

さらに、申立期間のA有限会社及び、B所とも、同僚の記録から事業主による一括の代理請求をうかがうことはできないことから、事業主による代理請求も考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 埼玉国民年金 事案1397

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、A県B市の美容院に19歳から26歳まで住込みで働いていた。

20歳を迎えた時、町内会の人に勧められて国民年金に加入し、集金人のCさんに国民年金保険料を支払っていた。

申立期間が未納とされるのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和39年9月19日であり、申立期間の一部は時効により納付できない期間である上、申立人が加入していたA県B市D町国民年金納付組合の加入者と申立人と同時期に加入した他の組合員で、過年度納付をした者が存在するかどうか確認（調査内容：国民年金手帳記号番号払出日が昭和37年11月1日から41年5月28日までの10名）したが存在せず、ほかに申立人が過年度納付したとする特段の事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案1398

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から51年9月まで

私は、昭和44年3月に高校を卒業し、義母が経営していた料理店に55年3月ごろまで勤務していたが、この期間のうち申立期間については、義母が国民年金保険料を支払っていたはずであり、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その義母が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、かつ、納付してくれたとする義母は詳しい事情が不明としている上、国民年金保険に未加入となっている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年9月14日には払い出されており、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたいたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金手帳を受け取った後、さかのぼって国民年金保険料を支払ったのは数回で、支払額は1回につき1万円から2万円と申し立てているが、これについては、申立人の手帳記号番号の払い出しの時点で過年度納付となる昭和51年10月から53年4月分に係る納付の記憶と推認され、事実、社会保険庁の記録と申立内容が符合していることが見てとれる。

加えて、申立期間を第3回特例納付で納付したと仮定した場合、納付金額は26万4,000円となり、申立人が主張する納付額とは大きな隔たりがある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から46年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、20歳になった際父親が加入  
手続をし、隣組の納付組織を通して家族の分と一緒に支払っていた。当  
時一緒に納めていた父と母が納付済みなのに、自分の分のみが未納とな  
っていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の国民年金保険料を、隣組で構成していた納税組合を  
通して納付していたと主張するが、年金手帳の記号番号払出日が申立期間  
後の昭和46年9月1日となっているところから、申立期間は時効により  
納付できなかったと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出さ  
れていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、その父親が家族の国民年金保険料をまとめて集金人に  
納めたとしているが、昭和46年4月から同年6月分の申立人及びその母  
親の国民年金手帳の印紙検認記録によれば、検認印の日付が異なっている。

さらに、申立人は、国民年金保険料をさかのぼって納付していた記憶が  
ないとしている上、納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告  
書等)が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判  
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め  
ることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 1401

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年10月から50年12月まで  
申立期間の国民年金保険料を、納付しなければ将来国民年金がもらえなくなるといわれて、20歳にさかのぼって納付したのに、未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金加入手続をした昭和53年11月28日の時点では、申立期間は時効により保険料が納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、父親から8万円を借りて国民年金保険料を一括して納付したと主張しているが、A市（現在はB市）の被保険者名簿によると、申立人は、昭和53年11月から54年9月の間において、51年1月から53年12月分の保険料を2回から3回に分けて現年度及び過年度納付しており、当該納付金額が申立額とほぼ一致することから、申立人は、このことと誤認している可能性も否定できない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間当時の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から39年3月までの期間、46年6月から51年5月までの期間、平成6年2月、同年6月、同年7月、同年9月、7年5月、同年7月、同年10月、8年4月、同年7月、同年12月、9年4月、同年6月、同年9月、同年10月、10年2月、同年3月、同年6月、同年9月、同年10月及び11年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月から39年3月まで  
② 昭和46年6月から51年5月まで  
③ 平成6年2月  
④ 平成6年6月及び7月  
⑤ 平成6年9月  
⑥ 平成7年5月  
⑦ 平成7年7月  
⑧ 平成7年10月  
⑨ 平成8年4月  
⑩ 平成8年7月  
⑪ 平成8年12月  
⑫ 平成9年4月  
⑬ 平成9年6月  
⑭ 平成9年9月及び10月  
⑮ 平成10年2月及び3月  
⑯ 平成10年6月  
⑰ 平成10年9月及び10月  
⑱ 平成11年3月

年金記録を確認したところ、申立期間について未納とされていたが、申立期間①については、父親が学生時代に、働くようになるまで国民年

金保険料を納付しておくと言っていたことを記憶しており、申立期間②については、個人事業を法人化した際、厚生年金保険には加入せず、国民年金保険料は信用金庫の口座より引き落とされていたはずである。申立期間③から⑱についても、信用金庫の当座預金より引き落とされていたはずであり、その期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①について、父親が働くようになるまで国民年金保険料を納付しておくと言っていた記憶があると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和 51 年 2 月であり、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない上、別の手帳記号番号が払い出されていた周辺事情は見当たらない。
- 2 申立期間②については、手帳記号番号の払出日の時点では、申立期間の一部は時効により納付できない上、同期間は申立人の妻の保険料も未納である。
- 3 申立期間③から⑱については、申立人から提出された A 株式会社に係る信用金庫の当座勘定照合表と納付記録を突合した結果、社会保険庁の納付記録と整合している上、口座残高が僅少であることが確認されることから、残高不足により口座引き落としができなかった可能性も考えられる。  
また、申立人から提出された収支表では、国民年金保険料の額に一部誤りがみられることから、本収支表のみから保険料を納付したものと認めることはできない。
- 4 申立人が申立期間の全期間を通じて保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。  
これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から51年5月までの期間、平成7年5月、同年7月、8年4月、同年12月、9年6月、同年9月、同年10月、10年2月、同年3月、同年9月及び11年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年6月から51年5月まで  
② 平成7年5月  
③ 平成7年7月  
④ 平成8年4月  
⑤ 平成8年12月  
⑥ 平成9年6月  
⑦ 平成9年9月及び10月  
⑧ 平成10年2月及び3月  
⑨ 平成10年9月  
⑩ 平成11年3月

年金記録を確認したところ、申立期間について未納とされていたが、申立期間①については、夫が個人事業を法人化した際、厚生年金保険には加入せず、国民年金保険料は信用金庫の口座より引き落とされていたはずである。申立期間②から⑩についても、信用金庫の当座預金より引き落とされていたはずであり、その期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①について、国民年金保険料は信用金庫の当座預金より引き落としされていたはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和51年2月であり、その時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない上、別の

手帳記号番号が払い出されていたことを示す周辺事情は見当たらない。  
また、同期間は申立人の夫の国民年金保険料も未納である。

- 2 申立期間②から⑩については、申立人から提出されたA株式会社に係る信用金庫の当座勘定照合表と納付記録を突合した結果、社会保険庁の納付記録と整合している上、口座残高が僅少であることが確認されることから、残高不足により口座引き落としができなかった可能性も考えられる。

また、申立人から提出された収支表では、国民年金保険料の額に一部誤りがみられることから、本収支表のみから保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 3 申立人が申立期間の全期間を通じて保険料を納付していたことを示す他の関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から51年12月まで

A社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和47年8月から51年12月までの期間の納付が確認できなかった。申立期間については、納付書で金融機関に納めていた。申立期間が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、手帳記号番号の払出日は、昭和52年2月1日であり、その時点では申立期間の一部は時効により納付できない期間である上、申立人は、国民年金保険料を過年度納付した記憶はないとしている。

また、申立人は、昭和49年6月までB市に居住していたが、B市で別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間直前の昭和46年2月から47年7月までの厚生年金保険の記録は、平成4年9月に統合されたもので、統合前の未納期間は46年1月から51年12月であり、申立期間を47年8月から51年12月までとしているのは不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から57年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から57年3月まで

申立期間については、A市役所から国民年金加入の通知が届き、同市役所へ行ったが、受給できる年金額は少ないと指摘され、勧められるまま付加年金に加入した。

夫が私の分は付加保険料を付け二人分の保険料を、A市役所B支所で納付しており、二人の保険料額が違っていたのを記憶している。

このことにより、申立期間について定額の保険料しか納付していないこととされており、付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年4月から付加保険料を納付していたとするが、付加保険（所得比例保険）制度が始まったのは、45年10月からであることから、申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年9月に払い出されており、申立人は45年4月から47年3月までの定額保険料を47年9月に過年度納付していることから、同年9月に加入手続が行われたと推定されるが、付加年金に加入した形跡が見られない上、付加保険料は、同保険料を納付する旨を申し出た日の属する月以降から納付できるものであり、さかのぼることはできないため、47年9月以前に付加保険料を納付したとする主張は認め難い。

さらに、付加保険料の納付書は、定額保険料に付加保険料を合算した納付書が発行されることから、付加保険料のみが未納とされることは考え難い。

加えて、申立人が申立期間について付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 10 月から平成 5 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月から平成 5 年 12 月まで  
申立期間について、A 県にいた時は、B 市（現在は、C 市。以下同じ。）の集金人に国民年金保険料を納付していた。また、D 市（現在は、E 市。以下同じ。）に転居してからは銀行で納付していたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、B 市では市から委託を受けた集金人に、D 市に転居してからは銀行で国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人はD 市に昭和 58 年 4 月に転居しているが、銀行で納付し始めたのは平成になってからと述べるなど、保険料の納付時期、納付した保険料額等の記憶も曖昧で、具体的な納付状況が不明である。

また、申立期間は 147 月と長期間である上、申立人の妻も申立期間は一部法定免除期間を除いて国民年金保険料が未納となっており、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す周辺事情もみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から43年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から43年6月まで

私が20歳になった昭和42年7月ころは、親の援助でA市の洋裁学校に通っており、無収入であったが、近所の民生委員が法律で決まっていると行って、保険料を集金し、本人が来られない時にはその妻が集金に来ていた。集金は約1年続き、申立期間は保険料を納付しているので未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金に来た近所の民生委員を通じて納付したとしているが、申立人は、国民年金の加入手続をした記憶は無く、国民年金手帳の交付は受けていないとしており、保険料を納付したことを裏付ける関連資料(家計簿、確定申告書等)も無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年4月に払い出されており、払出時期からすると、申立期間は時効で納付できない期間であるが、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間について、申立人と同居していた申立人の兄は、国民年金の強制加入被保険者であるが、国民年金保険料は未納である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から 55 年 7 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から 55 年 7 月まで

申立期間については、昭和 46 年 1 月に国民年金へ加入したとき、A 区役所の職員から付加保険にも加入するよう勧められて手続を行い、付加保険料は、自分の兄に現金を預けて納付していたので、申立期間の付加保険料について、納付がなかったとされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたと主張しているが、申立人が申立期間の付加保険料（申出を行ったとする昭和 46 年当時は、所得比例保険料）を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、昭和 46 年当時、行政側が年金手帳に記入する事項とされていた「所得比例保険料を納付する者となる申出年月日」について、申立人の年金手帳に記入が無く、所得比例保険の申出及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 46 年 12 月ころに払い出されており、所得比例保険料を納付する者となる申出は、さかのぼって行うことはできないことから、記号番号払出以前の所得比例保険料は納付することができなかったものと考えられる。

さらに、社会保険庁の国民年金被保険者台帳により、申立人が付加申出を行ったのは、昭和 55 年 8 月であったことが確認でき、申立人が付加申出を委託したとする申立人の兄が付加申出を行ったのも同年同月であったことが A 区国民年金保険料納付リストに明確に記載されており、記載内容に特段不合理性は認められない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 11 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月から 60 年 3 月まで

申立期間については、昭和 51 年（19 歳）から、父の経営する A 社（現 B 社）に勤め、20 歳になったのを機に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。給料をもらうと、そこから保険料を父に預け、父、母及び私の 3 人分の国民年金保険料を C 金庫 D 支店で父が納付していたはずである。両親の国民年金の記録は納付済みになっているが、私の分のみが未納となっている。

申立期間について保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 52 年に国民年金に加入し、父が母及び申立人の 3 人分の国民年金保険料を金融機関で納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 60 年 10 月ころに払い出され、かつ、同年 4 月から同年 12 月までの保険料が同年 11 月及び 12 月に納付されていることが確認できることから、国民年金加入手続は 60 年 10 月ころになされたと推認でき、52 年に国民年金の加入手続等を行ったとする申立内容とは相違する。

また、国民年金保険料の収納日が確認できる昭和 60 年 11 月から 62 年 8 月までの 22 か月分について、申立人とその母の保険料の収納日をみると、同日に収納されたのは 6 か月分のみであり、父が申立人とその母の分を一緒に納付していたとは認め難い。

さらに、申立人の保険料を納付していたとする父は既に他界しており、加入手続や納付金額等について証言を得られず、納付状況等は不明である。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から42年3月までの期間、46年4月から47年3月までの期間、47年10月から48年3月までの期間及び48年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月から42年3月まで  
② 昭和46年4月から47年3月まで  
③ 昭和47年10月から48年3月まで  
④ 昭和48年10月から50年3月まで

申立期間について、A区役所から国民年金保険料が未納となっていたとの連絡を受けて、夫が同区役所へ出向き未納期間については、分割で保険料を納付してくれた。その際、「(申立人)の分は終わった。」と夫に言われたのを記憶している。

このことにより、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいけない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の保険料を納付したとする夫は既に他界しており、納付手続や納付金額等の証言が得られず、その納付状況等は不明である。

また、申立人の納付期間は、その夫の納付期間とおおむね一致し、夫婦一緒に納付していたとすると、申立期間の夫の納付記録は未納となっており、申立人のみ国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の夫が分割して納付したとしているが、社会保険事務所の記録によると、申請免除期間の一部が追納され、また、申立期間以外の未納期間の一部が特例納付及び過年度納付により納付されている期間が複数存在することから、記憶を混同している可能性がうかがわれる。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月1日から34年3月30日まで  
運転免許証を取ってしばらくしたころ、新聞の募集広告に応募して、A株式会社に採用され、1年6か月程働きました。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務に至る経緯や勤務状況について、具体的に述べており、その内容から、申立期間中の勤務事実を推認されるほか、同僚の証言からも申立期間に勤務していたこととうかがわれる。

しかしながら、給与明細書等の資料が無いことから、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない上、申立人は調査票の回答の中で、事業主から厚生年金保険料を控除されていなかったようだとしている。

また、申立人の同僚の証言によると、当該事業所に申立人よりも前に入社した者が、入社4年2か月経過後に資格を取得していることから、事業主が社会保険を適用する際には入社後一定の期間を経た後に、加入手続を行っていた可能性が推認される。

さらに、申立期間当時の事業主については、既に死亡しており、証言を得ることができず、申立に係る事実を確認することができる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 埼玉厚生年金 事案 500

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月から 39 年 3 月まで

厚生年金の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。当時はA業を営むB社（現在は、株式会社B。以下同じ。）に勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

当時の勤務実態に関する申立人の申立内容により、申立人がB社に勤務していたことはうかがわれるが、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無い。

また、事業主は、申立人に係る人事記録、賃金台帳等は保存しておらず、さらに、同僚等の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票により、申立期間における申立人の記録が無く、被保険者整理番号も連番で欠番の無いことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案 501

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 28 年 3 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、上記申立期間について加入記録が無いことが判明した。A工場に勤務し、仕事をしていたので当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたとするA工場の当時の事業主は既に死亡しており、同夫人の証言によれば「B」という男性が1年程勤務していたと証言しているが、厚生年金保険料の控除については不明との回答であり、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

さらに、当該事業所は平成 11 年 5 月に全喪しているほか当時の同僚の証言も得ることができず、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらず、欠番も確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案 502

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月から 41 年 11 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、上記申立期間について加入記録が無いことが判明した。株式会社Aで調理師の仕事をしていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、株式会社Aで調理人であった同僚が厚生年金保険被保険者となったのは昭和 41 年 11 月 1 日であると陳述しているほか、調理人以外の同僚が国民年金に加入していたことは社会保険庁の記録で確認できる。

また、株式会社Aは、昭和 41 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことも社会保険庁の記録で確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

加えて、当該事業所は昭和 46 年 11 月 30 日に全喪しているため申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 23 年 5 月 13 日から 25 年 6 月 15 日まで  
②昭和 33 年 4 月 10 日から 54 年 10 月頃まで

申立期間①の A 有限会社は、法人登記簿上の会社設立が昭和 23 年 5 月 13 日であるが、厚生年金保険の加入日は 25 年 6 月 15 日となっている。会社設立時点から厚生年金保険の被保険者ではないのか。

申立期間②の B 社では、私の厚生年金保険の記録が無いとのことであるが、事業所自体の記録が無いのか、私の記録が無いのか明確に教えて欲しい。私は、昭和 63 年頃の年金請求の時は、B 社にて厚生年金保険には加入していないと思っていたが、本当は加入していたのではないかと思うようになり、平成 19 年 9 月に C 社会保険事務所に電話で問い合わせた際には事業所等も存在しているような返事であったので納得できるように調べて欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人の供述及び当時の同僚の証言により、申立人が A 有限会社の共同設立者であり、会社設立の昭和 23 年 5 月 13 日から勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 有限会社の厚生年金保険新規適用年月日が昭和 25 年 6 月 15 日となっており、当時在籍していた申立人を含むすべての社員は、同日から厚生年金保険被保険者となっているが、申立期間当時は、適用事業所とされていなかったことが社会保険庁の記録により確認できる。

- 2 申立期間②については、個人企業で厚生年金保険の適用事業所であったものの、申立人は同社の事業主であったことから、事業所に使用される者

とは認められず、厚生年金保険法第9条の規定により被保険者となることができないことから厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案 505

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 4 日から 44 年 1 月 9 日まで  
社会保険庁の記録では、A株式会社における厚生年金保険の資格取得日が昭和 44 年 1 月 9 日になっている。しかし、実際は 43 年 1 月 4 日から勤務しており、厚生年金保険にも加入していたと思うので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元事業主及び当時の同僚の証言により、申立人が申立期間においてA株式会社に勤務していたことは推認できるが、申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管するA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、申立期間における申立人の記録が無く、健康保険証の番号も連番で払い出され欠番の無いことが確認できる。

さらに、証言を得た同僚のうち1名については、同社における厚生年金保険被保険者資格を入社9か月後に取得したと推認される。

加えて、当該事業所は既に全喪し当時の事業主も死亡しており、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案 506

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 1 月 1 日まで  
社会保険庁の記録では、A株式会社における厚生年金保険の資格取得日が昭和 48 年 1 月 1 日になっている。しかし、実際には、B県C市にあった同社の入社日は 47 年 4 月 1 日であったので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が昭和 47 年 12 月 14 日からA株式会社に勤務していたことは確認できるが、商業登記簿により、当該事業所の設立は同年 12 月 14 日であること、また、社会保険庁の記録により、当該事業所が新規に厚生年金保険の適用事業所となった日は申立期間後の 48 年 1 月 1 日であることが確認できる。

また、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

さらに、当該事業所は既に全喪し当時の事業主も死亡しており、また、申立内容に係る同僚の証言も得られず、申立人に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案 507

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月 26 日から 34 年 6 月まで  
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。当時はA株式会社に勤務し、B営業所のC出張所においてD業に携わっていたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び当時の勤務実態に関する申立人の申立内容により、申立人がA株式会社に勤務していたこととはうかがわれるが、社会保険事務所が保管するA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における申立人の記録が無く、健康保険証の番号も連番で払い出され欠番の無いことが確認できる。

また、申立人が記憶していた同僚のうち複数名について加入記録の無いことが確認できるほか、別の同僚から試用期間があったと思う旨の証言が得られるなど、当該事業所においては、入社後直ぐには厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがわれる。

さらに、申立期間について申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、当時の事業主は既に死亡しており、申立内容に係る同僚の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月 21 日から 63 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。当時はA株式会社(申立人はB社として記憶。以下同じ。)に勤務し、Cの検査をしていた。今まで、5か月も健康保険証が無かったことはない。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

当時の勤務実態に関する申立人の申立内容により、申立人がA株式会社に勤務していたことはうかがわれるが、社会保険庁の記録には、申立期間における当該事業所の厚生年金保険被保険者資格取得者の整理番号が連番で払い出されており欠番も無く、申立人の記録は無いことが確認できる。

また、当該事業所では、健康保険と厚生年金保険を雇用保険と一緒に加入させている旨を証言しているところ、申立人はA株式会社での雇用保険の記録も無い。

さらに、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、当時の同僚の証言も得られず、申立に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月から 10 年 4 月まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。当時はA株式会社（申立人はB工場として記憶。以下同じ。）で2年間、一般工として勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録により、A株式会社の申立期間における申立人の記録が無く、厚生年金保険被保険者取得者の整理番号が連番で欠番も無いことが確認できる。

また、雇用保険の記録により、申立人は、申立期間のうち平成9年4月1日から同年8月9日までC株式会社に、10年11月24日から11年4月9日まで株式会社Dに勤務していたことが確認でき、両事業所が労働者派遣事業者であることから、申立人は派遣労働者としてA株式会社に勤務していたことが推認できる。

このため、C株式会社及び株式会社Dの両事業所における申立人の加入記録を社会保険庁の記録により調べたところ、申立人の記録が無く、申立期間における厚生年金保険被保険者取得者の整理番号も連番で欠番も無いことが確認できる。

さらに、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を上記の何れかの事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず

ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 36 年 11 月 8 日から 37 年 5 月 25 日まで  
②昭和 39 年 7 月 1 日から 43 年 4 月 26 日まで  
③昭和 43 年 8 月 1 日から同年 10 月 31 日まで  
④昭和 46 年 10 月 20 日から 48 年 2 月 1 日まで

社会保険庁の記録によると、株式会社AとB株式会社の厚生年金保険の加入期間が自分の記憶している期間と違う。

申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から申立期間①の株式会社A並びに申立期間②、③及び④のB株式会社に申立人が勤務していたことはうかがえるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、いずれの申立期間についても健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格取得年月日と資格喪失年月日は、それぞれ社会保険庁のオンライン記録と一致しており、申立期間②、③及び④の雇用保険の加入記録については社会保険庁の記録と一致している。

さらに、当該2事業所は全喪しており、申立期間①及び④の事業主はすでに亡くなっており、申立期間②及び③の事業主からは回答を得られなかった。

加えて、同僚からもいずれの申立期間についても、申立人について厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる証言や資料は入手できなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及び収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 10 日から 39 年 10 月 1 日まで  
年金をもらうようになるまで、自分が脱退となっているとは知らなかった。後に社会保険労務士になった当時の担当者から、厚生年金保険の被保険者証について「一生ものだから大事にするように」と言われていたが、脱退手当金を支給されていることがわかった時に、その担当者に確認したが何もわからなかった。A病院は、昭和 39 年 10 月に厚生年金から共済組合に切り替わったが、39 年 10 月 1 日から 40 年 8 月までの 10 か月の共済年金は受け取ることができた。昭和 40 年 9 月に B 市にある学校の寮に入ったが、社会保険事務所に行った記憶は無く、C 市の実家に何か連絡があったかどうか確認したが、事業所や社会保険事務所から連絡は無かった。昭和 35 年 5 月 10 日から 39 年 10 月 1 日までの厚生年金保険加入期間については、脱退手当金を受け取った記憶は無いので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、脱退手当金を支給されたと記録されている A 病院について、昭和 38 年 10 月から 39 年 9 月までの期間に退職し厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性同僚の脱退手当金の支給記録を確認したところ、同事業所にて脱退手当金の受給権が発生する 8 名のうち 7 名に脱退手当金の支給が確認でき、かつ、5 名が 2 か月以内の短期間で支給されていることから、当該事業所では事業主が代理請求をしていたと考えるのが妥当である。

また、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示があり、当該事業所を退職後約 4 か月後に支給決定されていることから、申立人についても事業主により代理請求がなされた可能性が高い。

さらに、申立期間の脱退手当金として支給されたとする額に計算上の誤りが無く一連の事務処理に不自然さはないと認め、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかにも申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案 514

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 2 月 4 日から 34 年 7 月 30 日まで

平成 11 年に年金記録の照会をしたところ、昭和 28 年 2 月 4 日から 34 年 7 月 30 日の A 株式会社勤めていた期間について、脱退手当金支給済みになっていたことを知った。退職金を貰ったかどうかは覚えていないが、脱退手当金を受給した記憶は無い。当該期間を年金額に反映する厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月半後の昭和 34 年 10 月 15 日に支給結定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 埼玉厚生年金 事案515

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年11月1日から39年2月1日まで  
社会保険庁の記録では、昭和31年11月1日から39年2月1日までの期間について脱退手当金を受領したことになっているが、脱退手当金を受け取った記憶が無いので再度調査し記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額も計算上の誤りは無く、厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和39年4月20日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案 516

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 27 日から 40 年 9 月 5 日まで

社会保険庁の記録では、昭和 37 年 3 月 27 日から 40 年 9 月 5 日までの厚生年金保険の被保険者期間は脱退手当金を受給したことになっているが、当時は厚生年金保険に加入していることも知らず、また退職後すぐに結婚して転居しており、受給した記憶は無い。脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A株式会社は、当時会社では、健康保険法の傷病手当金については代理受領を行い、被保険者へ手渡す際は受け払い帳簿に受領印をもらっていた上、代理受領に係る社会保険事務所の調査にも対応をしていたが、脱退手当金については代理請求を退職手続の一つとして取り扱っていたものの、会社から退職者へ現金を手渡したことや現金書留の送付を行った覚えがなく、代理受領に係る社会保険事務所の調査も記憶が無いことから、脱退手当金の代理受領はしていなかったはずであると回答している。

また、被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、社会保険事務所に保管されていた「厚生年金保険脱退手当金支給報告書」に記載されている内容とオンライン上の脱退手当金支給記録は一致している上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いと主張している以外に、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案 517

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 1 日から 46 年 12 月 26 日まで  
昭和 41 年 3 月 1 日から 46 年 12 月 26 日までの厚生年金保険被保険者期間は、脱退手当金を受給したことになっているが、脱退手当金を受給した覚えはない。申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和 47 年 2 月 18 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。